件名:市民環境大学を6月30日に開校

1 趣旨・目的

身近な生活の質を向上させながら、次世代へ良好な環境を残すための手法を学ぶ講座 を開催し、環境に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民が環境を軸としたまちづ くりに対してリーダーシップを発揮する機運を醸成します。

また、生活に密着したテーマを選定するとともに、テーマに沿った先進事例の紹介、 意見交換などを設けることにより、環境基本計画における市民参加の役割について学習 します。

2 実施の背景

近年における環境問題は、私たちの日常生活や通常の事業活動に起因して発生することが多く、深刻化、複雑化しており、不特定多数の者が原因者であるとともに、その影響を受ける被害者でもあります。

この問題を解決するためには、様々な主体が、環境問題を自らの問題と強く認識し、 人々の日常生活や事業活動のあり方そのものを環境負荷の少ないものに変えていくこと が必要であり、そのための手法として環境教育や環境学習会などの推進が極めて重要と なります。

本事業は、市民自らが身近な環境に目を向け、正しい知識と明確なビジョンを持ち、良好で快適な環境の保全と創造について実践を誘発するプログラムを実施します。

3 テーマ「環境と生活のつながりを見直そう」

4 日時・内容等

	日にち	講義内容
第1回	平成25年6月30日(日)	「大気汚染の現状と対策」
第2回	平成25年8月	「ごみを減らす取組」
第3回	平成25年10月	「CO₂を減らす取組」
第4回	平成25年12月	「緑を増やす取組」
第5回	平成26年2月	「1000年持続可能な社会を目指して」

^{*}開催時間は、全回午後1時30分から4時30分までです。

5 実施の具体的内容

5回シリーズで講座を開催し、概ね8割出席した受講者を「渋川市エコ・リーダー」 に認定し、環境保全事業推進を図ります。(別紙「渋川市エコ・リーダー認定要綱」参 照)

^{*}開催場所は、全回市役所第二庁舎201会議室です。

なお、現在のエコ・リーダー認定者数は179人です。

6 今後の計画

エコ・リーダーは、「エコ・リーダーズセミナー」においてより一層の知識を深め、 環境問題に対する取組の具体的手法などを学びます。また、それぞれの地域で環境問題 に取り組む先導役として、地域環境保全活動の持続的な実践に活躍していただきます。

7 前回の実績や前回との違い

前回(平成24年度)は、「原発事故後の環境とエネルギー」と題し、受講者が知識を 習得するとともに、問題意識の強化を図るための学習を行いました。

今年度は、テーマを「環境と生活のつながりを見直そう」と題し、生活により身近な 内容で学習を行い、学習成果を実践できるような内容にしました。

《参考》前回(平成24年度)実績

テーマ「原発事故後の環境とエネルギー」

	日にち	講座内容	受講者数
第1回	6月17日(日)	夏を乗り切る節電・省エネ方法	26
第2回	8月26日(日)	原発事故後の環境とエネルギー	22
第3回	10月21日(日)	再生可能エネルギーの可能性	16
第4回	12月16日(日)	エネルギー需給の現状と今後の見通し	16
第5回	2月3日(日)	持続可能な暮らしと社会づくり	16

渋川市エコ・リーダー認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、渋川市エコ・リーダー認定に関し必要な事項を定め、もって渋川市の良好で快適な環境の保全及び創造を推進することを目的とする。

(認定基準)

- 第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、渋川市エコ・リーダーの称号を付与する。
 - (1) 市民環境大学の講座等に8割以上出席し、修了した者
 - (2) 市民環境大学の講座等に6割以上出席し、かつ、欠席した講座等の主題に係る報告書等を提出した者
 - (3) その他市長が必要と認めた者 (認定方法)
- 第3条 市長は、前条各号のいずれかに該当する者に認定証(別記様式)を贈呈する。 (その他)
- 第4条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式(第3条関係)

認定証

様

あなたを渋川市エコ・リーダーとして認定します

年 月 日

渋川市長